

学び直し支援金のお知らせ

- 高等学校等を中途退学した方が、再び高等学校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間終了後も卒業するまでの間の最長 2 年間（全日制課程の場合は最長 1 年間）、「学び直し支援金」が支給されます。
- 「学び直し支援金」は、就学支援金と同様、授業料と学び直し支援金を相殺することで、授業料の負担がなくなります。

対象者

次のすべてに該当する方

- ① 高等学校等を退学したことがある方
- ② 高等学校等を卒業又は修了していない方
- ③ 高等学校等に在学した期間が通算して 36 か月（定時制・通信制課程は 48 か月）を超える方
- ④ 平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等に入学した方（就学支援金制度の対象者であった方）
- ⑤ 【通信制課程のみ】卒業に必要な単位として認定を受けた単位数、就学支援金・新修学支援金・学び直し支援金の 3 つの支給対象単位数の合計が 74 単位を超えていない方

提出書類

- 受給資格確認申請書（様式 1 の 2）
- 国籍確認書類（次のいずれか）
 - ・住民票の写し（原本。コピー不可。）
 - ・特別永住者証明書の写し
 - ・在留カードの写し
- 【在留資格が「家族滞在」の方のみ】
日本の小学校及び中学校の卒業証書又は卒業証明書

提出期限

●月●日（●）

問合せ先

神奈川県立●●●●学校 事務室 （電話）XXX-XXX-XXXX